

お知らせ〈伝染病〉

保護者殿

学校法人 篠崎学園

篠崎若葉幼稚園

お子様が伝染性の病気になった場合は、完全に治してから登園しましょう。

ご参考までに学校保健法にさだめられたものを付記いたします。登園停止の期間については、症状により医師に伝染のおそれがないとみとめられたときはこのかぎりではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	解熱した後、2日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺のはれがなくなるまで
5	風疹(3日ばしか)	発疹が消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)	おもな症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
8	結核	伝染の恐れが無いと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染の恐れが無いと認められるまで
10	流行性角結膜炎	伝染の恐れが無いと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染の恐れが無いと認められるまで
12	溶連菌感染症	治癒開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅班(りんご病)	発疹以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱がさがって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱がさがって口内炎が消えるまで
16	その他の伝染病 ()	

登園するときにお持ちください。

キ リ ト リ セ ン

証 明 書

園長殿

組 氏名

病 名

治療期間 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日

平成 年 月 日 から登園してもよいことを証明いたします。

平成 年 月 日 医師